

町田市議会委員会条例の一部を改正する条例

町田市議会委員会条例（昭和45年2月町田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。</p> <p>（1）総務常任委員会 9人</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 防災安全部の所管に関する事項</u></p> <p><u>オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 略</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p><u>ク</u> 略</p> <p><u>ケ</u> 略</p> <p><u>コ</u> 略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）文教社会常任委員会 9人</p> <p><u>ア</u> 略</p> <p><u>イ</u> 略</p> <p><u>ウ</u> 略</p> <p><u>エ</u> 略</p> <p>（4）略</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。</p> <p>（1）総務常任委員会 9人</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ</u> 略</p> <p><u>オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 略</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p><u>ク</u> 略</p> <p><u>ケ</u> 略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）文教社会常任委員会 9人</p> <p><u>ア 防災安全部の所管に関する事項</u></p> <p><u>イ</u> 略</p> <p><u>ウ</u> 略</p> <p><u>エ</u> 略</p> <p><u>オ</u> 略</p> <p>（4）略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の町田市議会委員会条例（以下

「改正前の条例」という。)第2条第2項第1号の総務常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、この条例による改正後の町田市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項第1号の総務常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条第2項第3号の文教社会常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、改正後の条例第2条第2項第3号の文教社会常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条第2項第1号の総務常任委員会に付議されている継続審査又は調査中の事件については、改正後の条例第2条第2項第1号の総務常任委員会に付議された事件とみなす。

5 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条第2項第3号の文教社会常任委員会に付議されている継続審査又は調査中の事件(防災安全部に係るものを除く。)については、改正後の条例第2条第2項第3号の文教社会常任委員会に付議された事件とみなす。

6 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条第2項第3号の文教社会常任委員会に付議されている継続審査又は調査中の事件(防災安全部に係るものに限る。)については、改正後の条例第2条第2項第1号の総務常任委員会に付議された事件とみなす。